**自動車燃料供給契約書**

綾川町　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、発注者が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結した。

１　供給期間　　　　　令和年月日から令和　年月日まで（日間）

２　供給場所（給油所の所在地、名称）

　(1)　所在地

　(2)　名称

３　供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号

４　燃料の種類

５　契約金額

単価１ℓ当たり　　　　　**￥　　　　円　　銭**(消費税を含む。）

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、「綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、綾川町に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、綾川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を支払うものとする。ただし、発注者が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受注者は綾川町には請求できない。

８　この契約に定めるもののほか必要な事項は、発注者・受注者協議して定めるものとする。

令和年月日

発注者　　　綾川町　　　　　　　　　　選挙候補者

住所

氏名

受注者　　　住所

氏名又は名称

代表者

（電話）